

東日本大震災における復興まちづくり計画

【女川町の概況】	
1. 位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県の東に位置し、日本有数の漁港、女川漁港を有する。 町全域が南三陸金華山国定公園に指定されており、沿岸の市街地や漁村集落を除く大半が丘陵地帯である。 北上山地と太平洋が交わる風光明媚なリアス式海岸は天然の良港を形成。
2. 面積	<ul style="list-style-type: none"> 総面積：6,579ha（行政区域） 山林82.2%、田0.1%、畑0.3%、宅地2.8%、その他14.6% <p style="text-align: center;">H21年 県国土利用計画管理運営資料</p>
3. 沿革	<ul style="list-style-type: none"> 1889年（明治22年）市町村制施行により女川村発足、1926年（大正15年）町制施行。
4. 人口・世帯	<p>▼位置図</p> <p>【人口】 H17年：10,723人、H22年：10,052人 ・人口は減少傾向が続いている。（H17→H22 671人減少）</p> <p>【世帯数】 H17年：3,939世帯、H22年：3,968世帯 ・人口減少に反し、世帯数は増加を続けている。（H17→H22 29世帯増加）</p> <p style="text-align: right;">国勢調査（H22年は速報）</p>
5. 都市計画	<ul style="list-style-type: none"> 町域の一部3,851ha（町全体の58.5%）が線引きの石巻広域都市計画に指定 市街化区域（用途地域） 274ha、臨港地区 6ha 都市計画施設：道路、駅前広場、運動公園、流域下水道、ごみ焼却場、市場、火葬場 <p style="text-align: right;">H22 宮城の都市計画（資料編）</p>
6. 産業	<p>【漁業】 ギンザケ、ホタテ、アワビ、ホヤ、カキなどの養殖漁業に加え、サンマなどの沿岸漁業も盛ん。特にギンザケとサンマの水揚げ量は全国でも有数。</p> <p>【商業】 店舗等は女川港及び女川駅周辺に集積する。平成19年現在、町内の小売店舗数156件（平成14年 198件）、従業者数518人（同 651人）、年間販売額65.3億円（同 76.6億円）で、全ての指標で減少傾向。</p> <p>【工業】 女川港南北両側や万石浦に面する浦宿地区に水産関連の工場等が集積。平成21年現在、町内の工場54件（平成16年 57件）、従業者数1,299人（同 1,285人）、製造品出荷額等352.6億円（同 323.9億円）で、全ての指標で横ばい傾向。</p> <p>【観光】 年間観光客入込数は平成21年現在74.3万人で、平成16年の60.5万人から13.8万人増加。主要観光資源・施設は、マリンパル女川や海水浴場、女川原子力PRセンター、女川温泉ゆぼっぼ など。</p> <p style="text-align: right;">H21年 宮城県観光統計概要</p>
7. 交通	<ul style="list-style-type: none"> 石巻～女川市街地～女川北部漁港集落～雄勝を結ぶ国道398号（旧道、バイパス）を主軸に、これに接続する女川牡鹿線が女川市街地～女川南部漁港集落を、牡鹿半島公園線が女川市街地～牡鹿鮎川を結んでいる。 女川～石巻間は上記国道に加え、JR石巻線により結ばれている。

【震災後の概況】

1. 被災状況

【人的被害等】

・全町民（10,060人）の17.2%に当たる1,733人が死亡・不明・未確認（4/1現在）

■ 東日本大震災による女川町の人的被害状況

		被災前 人口 (人)	生存 確認者	死亡等 小計	行方不明	死亡	未確認	生存率
女川市街地 地域	1 南部（女川・鷺神他）	4,396	3,955	441	149	51	241	90.0%
	2 北部（清水町他）	2,643	1,914	729	244	133	352	72.4%
	3 石浜・宮ヶ崎	837	617	220	43	31	146	73.7%
	4 小乗浜	195	149	46	4	7	35	76.4%
女川北部 漁港地域	5 指ヶ浜	103	90	13	10	3	0	87.4%
	6 御前	160	139	21	14	7	0	86.9%
	7 尾浦	242	222	20	19	1	0	91.7%
	8 竹浦	187	166	21	9	8	4	88.8%
	9 桐ヶ崎	76	76	0	0	0	0	100.0%
	10 出島	244	203	41	4	6	31	83.2%
	11 寺間	257	212	45	11	6	28	82.5%
女川南部 漁港地域	12 高白浜	78	67	11	2	1	8	85.9%
	13 横浦	114	88	26	2	6	18	77.2%
	14 大石原浜	23	19	4	0	0	4	82.6%
	15 野々浜	67	62	5	4	1	0	92.5%
	16 飯子浜	104	92	12	1	7	4	88.5%
	17 塚浜	169	140	29	7	6	16	82.8%
	18 小屋取	71	59	12	1	1	10	83.1%
	19 江島	94	57	37	0	0	37	60.6%
女川町計		10,060	8,327	1,733	524	275	934	82.8%

		被災前 人口 (人)	生存 確認者	死亡等 小計	行方不明	死亡	未確認	生存率
女川市街地地域	（1～4計）	8,071	6,635	1,436	440	222	774	82.2%
女川北部漁港地域	（5～11計）	1,269	1,108	161	67	31	63	87.3%
女川南部漁港地域	（12～19計）	720	584	136	17	22	97	81.1%
女川町計		10,060	8,327	1,733	524	275	934	82.8%

【津波による被害状況】

- ・市街地西部の旭が丘や浦宿等一部を除く町内の大半の市街地・集落が津波により被災し、その殆どの建物が全半壊の被害を受けた（浸水地域 ≡ 家屋全壊・半壊区域）。
- ・特に、女川港に面するマリンパル女川・工業地周辺、女川駅・女川町役場周辺等町の中心部は津波により壊滅的な被害を受けた。
- ・加えて、東日本大震災により、女川町では地盤が約1m沈下。

2. 復興への方向性

- ① 被災状況を踏まえた津波に強い安心安全な市街地・集落の形成
- ② 津波等の災害発生時にも移動可能な幹線道路網の整備
- ③ 女川の復興を象徴する交流・シンボルゾーンの形成
- ④ 海と生きる町・女川の“なりわいの場”である漁港・水産関連エリアの復興・再生
- ⑤ 人口減少・高齢化の見通しや被災状況等を考慮した市街地等のコンパクト化・集約化

【復興の考え方】

■ 女川市街地：A案 現地復興案

1. 市街地復興の基本的な考え方 (A～C案共通)	① 津波の被害を受けない安心・安全な市街地（住宅地）の整備 ② 女川復興のシンボルとなる『交流・にぎわいゾーン』の形成 ③ 津波等の災害発生時にも移動可能な幹線道路網（避難路）の確保 ④ 海と生きる町・女川の“なりわいの場”である漁業・水産関連エリアの復興 ⑤ 人口減少・高齢化や被災状況等を考慮した市街地のコンパクト化
2. 復興方針	被災前の市街地形成状況を基本とする現地復興
3. 防災・減災の考え方	① 国道398号の高所化整備にあわせた市街地（住宅地）における防潮機能の確保 ・防潮機能の確保により北部の清水町や石浜、南部の鷲神浜等従来の市街地の安全性を確保し、現地復興（市街地の宅盤嵩上げは行わない） ② 避難施設・避難路の確保 ・国道398号と女川湾の間の港湾部では、堅牢建築の避難施設を適宜配置・整備するとともに、公共施設エリア等背後の高台への避難路を整備・確保 ③ 女川駅及びJR石巻線の高架化整備 ・津波で被災・浸水しないよう女川駅とJR石巻線を高架形式で整備するとともに、この周辺の小中学校や運動公園南側は非居住系の公園緑地に転換
4. 市街地配置・産業復興の考え方	① 津波で被災した住宅地は、基本的に現位置で再整備 ② 湾の最深部に、女川町の顔となり、賑わいを創出する『交流・にぎわいゾーン』を配置・整備 ・町役場や生涯教育センター、公民館等女川駅周辺に立地し津波で被災した公共施設は、高台の町立病院北側に集約移転・整備し、公共施設エリアを形成 ・港湾部では、マリnpal女川の再整備を図るとともに、被災前と同様、店舗や飲食店、サービス施設が集積する観光・商業エリアを形成 ・女川駅の周辺は、観光・商業エリアや公共施設エリア等の周辺エリア間を結び町内外の人々が集う交流公園として整備 ③ 女川湾をはさむ交流・にぎわいゾーン東側の南北両岸は、被災前と同様、町民の就業地となる漁業・水産関連エリアとして復興・整備

【復興の考え方】

■ 女川市街地：B案 近傍移転復興案

<p>1. 市街地復興の基本的な考え方 (A～C案共通)</p>	<p>① 津波の被害を受けない安心・安全な市街地（住宅地）の整備 ② 女川復興のシンボルとなる『交流・にぎわいゾーン』の形成 ③ 津波等の災害発生時にも移動可能な幹線道路網（避難路）の確保 ④ 海と生きる町・女川の“なりわいの場”である漁業・水産関連エリアの復興 ⑤ 人口減少・高齢化や被災状況等を考慮した市街地のコンパクト化</p>
<p>2. 復興方針</p>	<p>被災した区域は、女川市街地近傍への移転を基本に復興</p>
<p>3. 防災・減災の考え方</p>	<p>① 津波の被害を受けない丘陵地での住宅地開発 ・市街地内被災住民の移転先として、既存市街地・町立病院西側の丘陵地での津波に強い新しい市街地（住宅地）の開発・整備 ② 国道398号の高所化整備にあわせた市街地（住宅地）における防潮機能の確保 ・防潮機能の確保により北部の石浜や南部の鷺神浜等従来の市街地の安全性を確保し、現地復興（なお、B案では北部の清水町は非居住系の公園緑地に転換） ③ 避難施設・避難路の確保 ・国道398号と女川湾の間の港湾部では、堅牢建築の避難施設を適宜配置・整備するとともに、公共施設エリア等背後の高台への避難路を整備・確保 ④ 女川駅及びJ R石巻線の嵩上げ・再整備 ・市街地西側丘陵地での住宅地整備にあわせて、女川駅とJ R石巻線を嵩上げ・再整備（女川駅を山側に移設・整備）</p>
<p>4. 市街地配置・産業復興の考え方</p>	<p>① 津波で壊滅的被害を受けた港湾部～北部の清水町は西部丘陵地の新市街地（移設整備する女川駅周辺）に移転集約 ② 南部の鷺神浜や北部の石浜等上記①以外の被災した住宅地は、基本的に現位置で再整備 ③ 湾の最深部に、女川町の顔となり、賑わいを創出する『交流・にぎわいゾーン』を配置・整備 ・町役場や生涯教育センター、公民館等女川駅周辺に立地し津波で被災した公共施設は、高台の町立病院北側に集約移転・整備し、公共施設エリアを形成 ・港湾部では、マリnpal女川の再整備を図るとともに、被災前と同様、店舗や飲食店、サービス施設が集積する観光・商業エリアを形成 ・西側に移設整備する女川駅の東側（A案に比べ約半分の面積）は、観光・商業エリアや公共施設エリア等の周辺エリア間を結び町内外の人々が集う交流公園として整備 ④ 女川湾をはさむ交流・にぎわいゾーン東側の南北両岸は、被災前と同様、町民の就業地となる漁業・水産関連エリアとして復興・整備</p>

【復興の考え方】

■ 女川市街地：C案 大規模移転復興案

<p>1. 市街地復興の基本的な考え方 (A～C案共通)</p>	<p>① 津波の被害を受けない安心・安全な市街地（住宅地）の整備 ② 女川復興のシンボルとなる『交流・にぎわいゾーン』の形成 ③ 津波等の災害発生時にも移動可能な幹線道路網（避難路）の確保 ④ 海と生きる町・女川の“なりわいの場”である漁業・水産関連エリアの復興 ⑤ 人口減少・高齢化や被災状況等を考慮した市街地のコンパクト化</p>
<p>2. 復興方針</p>	<p>町内で被災した市街地・集落の全てを、女川市街地に集中・大規模移転し、復興</p>
<p>3. 防災・減災の考え方</p>	<p>① 町内の被災住民全ての受け皿・移転先となる丘陵地での大規模住宅地開発 ・町内の被災住民全ての移転先として、B案の開発規模を拡大し、南部の鷲神浜市街地～町立病院西側の丘陵地にかけて大規模な市街地（住宅地）を一体的に開発・造成 ② 国道398号の高所化整備にあわせた市街地（住宅地）における防潮機能の確保 ・防潮機能の確保により北部の石浜での市街地の安全性を確保し、現地復興（なお、B案と同様、北部の清水町は非居住系の公園緑地に転換） ③ 避難施設・避難路の確保 ・国道398号と女川湾の間の港湾部では、堅牢建築の避難施設を適宜配置・整備するとともに、公共施設エリア等背後の高台への避難路を整備・確保 ④ 女川駅及びJ R石巻線の嵩上げ・再整備 ・市街地西側丘陵地での住宅地整備にあわせて、女川駅とJ R石巻線を嵩上げ・再整備（女川駅及びJ R石巻線の位置は、概ね現状と同じ）</p>
<p>4. 市街地配置・産業復興の考え方</p>	<p>① 津波で壊滅的被害を受けた市街地内の港湾部、北部の清水町、南部の鷲神浜、さらには、北部・南部漁港集落等町内被災地の全てを対象に、町立病院西側の丘陵地に開発・造成する新市街地に集中・再規模移転 ② 北部の石浜等被災した住宅地農地、市街地内の一部は、現位置で再整備 ③ 湾の最深部に、女川町の顔となり、賑わいを創出する『交流・にぎわいゾーン』を配置・整備 ・町役場や生涯教育センター、公民館等女川駅周辺に立地し津波で被災した公共施設は、高台の町立病院北側に集約移転・整備し、公共施設エリアを形成 ・港湾部では、マリナル女川の再整備を図るとともに、被災前と同様、店舗や飲食店、サービス施設が集積する観光・商業エリアを形成 ・女川運動公園（教育・スポーツエリア）北東の清水町（被災前 住宅地）を町内外の人々が集う交流公園として整備 ④ 女川湾をはさむ交流・にぎわいゾーン東側の南北両岸は、被災前と同様、町民の就業地となる漁業・水産関連エリアとして復興・整備</p>

【復興の考え方】

■ 漁港集落 半島部及び島しょ部

	A案 現地（近接地）復興型	B案 近傍移転復興型
1. 集落復興の基本的な考え方 （A、B案共通）	<ul style="list-style-type: none"> ① 津波の被害を受けない安心・安全な漁港集落の整備 ② 住民の“なりわいの場”である漁港及び周辺の再整備 ⑤ 人口減少・高齢化や被災状況等を考慮した集落の集約化・コンパクト化 	
2. 復興方針	既存集落の近接地で復興（職住近接）	南部、北部及び離島の各地域内での近傍移転・集約を基本に復興（職住分離）
3. 防災・減災の考え方	津波被害を受けにくい後背近接地（高台等）に既存集落を移転整備	漁港周辺等海浜部は非居住系とし、集落は高台に集団移転（南部、北部及び離島の地域毎に、地域内の小中学校周辺や小中学校跡地等を活用し、地域内集団移転地を整備）
4. 集落配置・産業復興の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住地は津波被害を受けにくい後背近接地（高台等）に移転整備 ② 住民の生業の場である漁港及び関連施設は被災前と同様の再生を基本に、海浜部で復興・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住地は南部、北部及び離島の地域毎に中心部の高台等に集団移転 <ul style="list-style-type: none"> ・北部：旧第三小学校跡地及び周辺 ・南部：旧第三中学校・旧第六小学校跡地北側背後の高台（牡鹿半島公園線にもアクセス可能） ・出島：第二中学校・第四小学校周辺 ② 住民の生業の場である漁港及び関連施設は被災前と同様の再生を基本に、海浜部で復興・整備